**Ⅱ．厚生労働省への申し入れについて**

**＜申入れに対する回答＞**

１．港湾労働法の全港・全職種適用拡大について

　　我々、港運労使は18春闘協定に於いて、港湾労働法の全港・全職種適用について合意した。よって、次の対応を図ること。

(１)　現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を行うこと。

(２)　労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以て適用対象を全港・全職種とすべく、早急に港運労使との三者協議を開催すること。

＜回答＞

１．港湾労働法の適用範囲については、昨年からの港湾労働専門委員会等の中で労使双方から様々な意見が出され、相当な時間をかけて議論を重ねた結果、報告書において、労働者代表委員の意見も記載したうえで、取りまとめていただいたところです。

２．厚生労働省としては、今後、報告書にも記載しておりますが、計画と同様、その進捗状況を確認していくこととしております。

３．その中で、適用港湾・適用職種については、港湾労使による検討が引き続き行われていることにも留意しつつ、港湾労働を取り巻く諸情勢の動向等を見極めながら、行政も含めて議論を重ねる必要があると考えております。（職業安定局建設・港湾対策室）

２．港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

(１)　六大港における港湾倉庫については、港頭地域における倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。

(２)　「特定港湾倉庫指定のあり方に関する三者懇談会（仮称）」を設置すること。

(３)　港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業法でいう許可事業者に雇用された労働者とすること。尚、労使行政（貴省）との三者による雇用秩序パトロールを継続的に行うこと。

＜回答＞　１．(１)　港湾倉庫業務については、港湾運送業務との間に労働者の相互流動が見られることから、港湾運送労働者と同様の雇用の改善等を図る必要があるという主旨で港湾労働法の適用対象としているものです。したがって、港湾倉庫は、港湾の水域から一定の範囲内で、一定量の海荷を取り扱う倉庫・物流施設以外については、港湾倉庫とならないことについてご理解いただきたいと思います。

＜回答＞　１．(２)　特定港湾倉庫については、労働者派遣法施行令において、厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫のうち一定の貨物を扱うものを特定港湾倉庫としており、その区域については厚生労働省告示（※）において定めているところ。

※　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第一条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する区域（平成11年労働省告示139号）

２．労働者派遣法違反が疑われるものがあれば、都道府県労働局需給調整事業　　　　　　部課室へ情報提供をしていただきたい。必要に応じて調査を行い、法令違反であることが確認された場合は、適切に指導監督していく。（職業安定局需給調整事業課）

＜回答＞　１．(３)　倉庫労働者を事業法上の許可事業者に雇用された労働者とすることについては、国交省所管の港湾運送事業法を港湾倉庫の作業にも適用するという問題で、国交省の判断となるものです。また、労使含めた三者による共同パトロールについては、各港で「港湾労働法遵守旬間」において重点的に実施しております。引き続き、同パトロールを実施していくとともに、港湾区域における適正な雇用管理を推進してまいりたいと考えております。（職業安定局建設・港湾対策室）

３．港湾通過貨物対策について

港湾を通過する貨物は全て港湾労働の職域であることについて認めること。

＜回答＞　「港湾労働」の定義は港湾労働法及び港湾労働施行令によって定められており、これは、国交省所管の港湾運送事業法に定める港湾運送業務などをもとにしています。厚生労働省としては、港湾労働法に基づき、港湾労働者の雇用の安定等を図ってまいりたいと考えております。（職業安定局建設・港湾対策室）

４．コンテナターミナルゲート作業の職域について

　　コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置について国交省と連携し講じること。具体的には、コンテナターミナルゲート作業は検数検定・関連労働者の職域として措置すること。

＜回答＞　先ほどの問で「港湾労働の定義」は国交省所管の港湾運送事業法に定める港湾運送事業務などをもとにしていると回答しましたが、当該作業については、国交省からは、港湾運送事業法に規定する港湾運送事業及び港湾運送関連事業の行為には該当しないと聞いております。厚生労働省としては、本件については、国交省の解釈が重要と考えております。（職業安定局建設・港湾対策室）

５．港湾産別協定である「日雇い不使用協定」について

　　現在、港運労使で取り組みを進めている労使委員会に貴省も参加すること。

＜回答＞　港湾運送業務には波動性が依然として存在することから、港湾派遣労働者や日雇労働者に依存せざるを得ない場合もあると認識しております。厚生労働省としては、引き続きも日雇労働者の就労状況の推移について注視していくとともに、「常用労働者の使用を原則とする」という港湾労働法の趣旨を事業者に粘り強く説明してまいりたいと考えております。加えて、日雇労働者の減少に資するため、本年4月から適用を開始する新たな港湾雇用安定等計画の下、国をはじめ、事業主・団体・安定センター含め港湾労働者派遣制度の更なる活用促進の方策について検討してまいりたいと考えております。（職業安定局建設・港湾対策室）

６．港湾労働の石綿被災対策について

(１)　港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。

(２)　所謂四者協議を直ちに再会すること。

(３)　港湾施設に於ける石綿対策調査実施と曝露防止策を国策として講じること。

＜回答＞　(１)石綿被災者については、これまで業務に起因して石綿の健康被害を受けた労働者については、労働者災害補償保険法に基づく必要な保険給付を受けることができない者については、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく必要な給付を行っているところです。厚生労働省としては、現行の制度に基づき、必要な補償をしっかりと行っていきます。（労働基準局労災管理課）

(２)　建設・港湾対策室としては、ただいま補償制度について基準局から回答がありましたが、皆さんのご意見等を各関係部局等に対し情報提供を行うなど、連携を図ってまいりたいと考えております。（職業安定局建設・港湾対策室）

(３)　労働者が働く場所の石綿対策については、石綿障害予防規則第10条において、　　その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿などが損傷、劣化等により発じんして、労働者が石綿にばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないことを事業者に義務づけています。引き続き、この規定の履行確保を図ってまいります。(労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

７．異常気象による災害発生時に於ける救済策について

　　近年の異常気象に起因する港湾労働に係る災害について、「異常気象に於ける港湾労働に於ける救済制度（仮称）」を国交省と連携のうえ確立すること。四者に於ける準備委員会を設置すること。

＜回答＞　厚生労働省においては、自然災害等により被災された労働者の方々や事業主の皆様方に対して、雇用・労働関係の相談窓口の開設、各種支援制度のご案内などを実施しているところです。引き続き、災害発生時における港湾労働者の雇用の安定並びに港湾事業主に対する支援のため、必要に応じて各関係部局等と連携を図ってまいりたいと考えております。（職業安定局建設・港湾対策室）

８．ILO（国際労働機関）条約・勧告批准について

　　ILO第137号条約（港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約）並びに、第152号条約（港湾労働における職業上の安全及び衛生に関する条約）を批准すること。

　　また、これら条約を補足する各勧告（第145・160号）についても同様の措置を講じること。

＜回答＞　ILO第137号条約とそれに伴う勧告第145号の内容については、現行の港湾労働法によりおおむね満たされているものと考えておりますが、一部、「雇用保障に関する考え方」、「港湾労働者の登録（届出制）に関する考え方」などでさらに議論が必要な事項があると認識しております。(職業安定局建設・港湾対策室)

＜回答＞　ILO条約の第152号及び勧告の160号の内容について、労働安全衛生法その他関係法令によって、おおむね実施されているところですが、「○安全委員会及び衛生委員会についての規定」や、「玉掛用具に対する規制」など一部について、さらに議論が必要な事項があると認識しているところです。